表 4 修理基準

	対象	伝統的建造物もしくは環境物件に特定されたもの(補助)
建築	位置	
	高さ	現状維持もしくは復原のための修理を行う。
	構造	
	屋根	
	外壁	
物	建具	
	色彩	
	設備機器等	原則として、道路・公園・広場などから望見できない場所へ設置する。 ただし、やむを得ず望見できる場所に設置する場合には、 伝統的建造物と調和する仕上げ、着色もしくは目隠し等に より外観上目立たないようにする。
工作物(塀、門、祠、井戸等)		現状維持もしくは復原のための修理を行う。
環境物件(樹木、水路跡等)		現状維持もしくは復原のための復旧を行う。